

## 議案第35号 専決処分事項報告について（交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）

議案書15P～17P

### 1. 条例改正の目的

新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に関する特殊勤務手当を廃止したもの

### 2. 条例改正の内容

感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例（下表）を**廃止**した。

対象業務	手当額 (日額)
①新型コロナウイルス感染症の患者又は同感染症にかかっている疑いのある者に接する業務 ②新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理	3,000円
③新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う業務 ④新型コロナウイルス感染症の患者又は同感染症にかかっている疑いのある者に長時間にわたり接する業務	4,000円

### 3. 施行期日

令和5年5月8日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年6月定例会

	議案の 件名	議案第35号 専決処分事項報告について（交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）	政策等 の区分	計画・事業・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">条例</span> その他（ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;"> </span> ）	
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉			
本条例は、一般職の職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。		国及び他自治体においても、同趣旨の措置を講じている。			
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）			
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉			
新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置付けが変更されたことに伴い、同感染症に関する特殊勤務手当を廃止する必要性が生じた。		新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に沿った給与体系とすることができる。			
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉			
令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更された。		まちづくりの目標	目 標	—	
		政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営	
		施策	施 策	行政資源の最適な活用	
		○その他の計画（該当する場合のみ）			
〈市民参加の状況〉		計画名称			
		策定年度			
		計画期間			
有・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
		〈政策等の実施時期〉		令和5年5月8日	
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	
		総務部	人事課	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">有</span> ・無（新旧対照表等）	

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年条例第25号）新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>(略)</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 (略)</u></p> <p><u>(感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当の特例)</u></p> <p><u>2 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に関する業務で次に掲げるものに従事したときは、感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、別表条例第3条第2号の項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に接する業務</u></p> <p><u>(2) 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理</u></p> <p><u>(3) 新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う業務</u></p> <p><u>(4) 新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に長時間にわたり接する業務</u></p> <p><u>3 前項の感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号及び第2号に掲げる業務 従事した日1日につ</u></p>

新	旧
	<p> <u>き3,000円。ただし、当該業務が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われる業務（以下「深夜業務」という。）であるときは、その勤務1回につき3,000円</u> </p> <p> <u>(2) 前項第3号及び第4号に掲げる業務 従事した日1日につき4,000円。ただし、当該業務が深夜業務であるときは、その勤務1回につき4,000円</u> </p> <p> <u>4 第2項第1号又は第2号に掲げる業務のいずれかに従事した日（当該業務が深夜業務である場合にあつては、1回の勤務の勤務時間）において、同項第3号又は第4号に掲げる業務にも従事した場合については、同項第3号又は第4号に掲げる業務に従事した場合にのみ該当するものとして感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。</u> </p>